

津幡町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

令和元年6月12日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、津幡町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年津幡町条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選定委員会の選定)

第2条 条例第12条第1項第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 審査内容に施設の設計に係る業務が含まれる場合
- (2) 公の施設の管理運営が特殊で、専門的な知識を有する場合
- (3) その他町長が必要と認める場合

(選定委員会の委員長)

第3条 条例第12条に規定する選定委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(準備行為の適用範囲)

第7条 条例第16条に規定する準備行為が必要な場合として規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 公の施設の適切な管理及び運営のために、当該施設の配置若しくは備品又は設備の設置の計画について、設計の段階から指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の意見を反

映させる必要があるとき。

(2) 候補者の選定から指定管理者による公の施設管理者による公の施設の管理の開始の日までに、当該施設の管理の方法について密接に関係する町民、団体等との間の調整に相当な時間を要することが見込まれるとき。

(3) 新たに公の施設として設置しようとする場合において、当該施設の設置に関する条例を制定するまでの間に国、県その他地方公共団体との協議等に相当な時間を要するため、当該条例を制定した後に候補者を選定すると当該施設の供用開始までに十分な準備期間の確保ができないと見込まれるとき。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。